

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年12月12日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件
2. GⅡグレード 0件
3. GⅢグレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	3号機	制御棒駆動系水圧制御ユニットの点検時、スクラムパイロット弁(スクラム弁に駆動用空気を供給するための電磁弁)のボディ間隙から僅かな計装用空気の漏れ(カニ泡程度)を確認した。当該弁を修理。	
2	6号機	非常用ディーゼル発電機(C)の点検時、過給器冷却水配管継ぎ手部に冷却水の漏えい痕を確認した。当該継ぎ手部を修理。なお、非常用ディーゼル発電機の機能に問題なし。	
3	その他	補助ボイラー(3A)蒸気ドラム空気抜弁入口弁の弁棒付け根部からわずかな蒸気の漏れを確認した。当該弁を点検・修理。	